

源為憲『太上法皇御受戒記』について

井 上 和歌子

一、はじめに

『太上法皇御受戒記』（『円融院御受戒記』とも。以下『御受戒記』と略す。論者注。）は、平安中期の専門文人・源為憲の撰述による漢文の記である。寛和二年三月二三日、円融法皇は東大寺戒壇院において具足戒を受戒したが、この『御受戒記』には円融法皇の受戒の儀式とその前後の行程が記述されている。

その成立事情に関して、『御受戒記』の末尾には「小臣源為憲、旧臣たるを以て扈從を聽さる。恩の古今に渥きによりて、勅命を奉じて此の文を記す。」（原漢文、書き下し。）とあり、源為憲が、旧臣として法皇の受戒に扈從を許され、そして法皇の「勅命」を奉じて『御受戒記』を記した、と述べている。『御受戒記』の末尾の一文は、『御受戒記』の記者が為憲である事を明らかにするもので、為憲と円融法皇との密接な関係を示して

いよう。

この様に、『御受戒記』は法皇の委嘱による著作であるが、その一方で、『御受戒記』は当時の漢文の記として大部な文章でもある。ゆえに、為憲の経歴や文筆製作を考える上でも、この『御受戒記』のテキストを分析しながら読む事には重要な意義があると思われる。しかし、今まで、『御受戒記』が為憲の著作として取り立てて検討対象となる事はなかった。

本稿では、源為憲の一著作としてこの『御受戒記』を取り上げる事とし、この著作の成立背景の考察や内容の把握を進める。そして、この著作を漢文の作品として日本漢文学史上に位置づける事を試みたい。

二、『御受戒記』の概容

前述の通り、『御受戒記』は円融法皇の具足戒受戒について源為憲が詳細に記述したものであるが、その内容

の概観に先立ち、まずは円融法皇の経歴を確認しておかなければならぬだろう。退位後に法皇となつた円融天皇に関しては、目崎徳衛氏の論考⁽¹⁾に詳しいので、以下、それを参考に法皇の経歴を纏める事にする。

円融天皇は安和二年（九六九）、兄冷泉天皇から受禅し即位した。そして十六年間の在位の後、永觀元年（九八三）花山天皇に譲位し上皇となつた。目崎氏は、円融天皇の譲位の原因の一つに、仏道への願望があつたと指摘している。

また、円融は天皇としての在位時代から御願寺円融寺の造営を図る等、仏道への志向があつたが、退位後はますます仏道への傾倒を強めていく。退位から二年後の寛和元年（九八五）八月二十九日、上皇は病惱を理由に落飾し法皇となり、法名・金剛法を称した。そして、その半年後の寛和二年三月二三日、円融法皇は東大寺戒壇院で具足戒を受戒し、その一方で永延二年（九八八）十月、延暦寺において天台の廻心戒も受戒した。更に法皇は真言の灌頂も受け、永延二年八月円融寺においては金剛界大法を、広沢遍照寺においては胎藏界法を受け、翌永祚元年の三月には東寺灌頂院で両部伝法灌頂職位を受けた。法皇のこれらの経歴は、「日本紀略」・「真言伝法灌頂師資相承血脉」・「円融院灌頂記」等から確認できるが、人々

に密教を教示する資格、伝法阿闍梨位に登るまでに法皇の仏教に対する信仰は深まつたのである。

為憲の『御受戒記』には、先述した経歴のうちの寛和二年における東大寺戒壇院での具足戒受戒が記述される。因みに具足戒について説明すると、これは『四分律』等で説かれる比丘・比丘尼が受ける戒である。具足戒の受戒は、正式な僧尼として公認される一定の資格であり、それを授ける戒壇が東大寺等に設置されていた。

次に、『御受戒記』の概容を確認する。本来ならば、テキストの読解から始めるべきだが、『御受戒記』は長文であり、全文を吟味しつつ読む事は出来ない。よって、左にその大略を箇条書きの【資料】として示す事にする。

【資料】『御受戒記』の概容

三月十九日〇円融寺より仁和寺に遷御

(1)扈從者の数を省約すべきとの花山天皇の勅

(2)大江斎光執筆による法皇の御戒牒

二日〇仁和寺→宇治→和泉河→東大寺の経路で仁和寺から東大寺へ

(3)鴨川辺で御乳母の見送り

(4)扈從の徒輩と僧侶達

(5)法性寺前で四卿（源雅信・藤原兼家・藤原濟時・藤原義懐）を帰還させる

- (6) 源重信の山荘にて御斎を供す、重信、受戒の必具を法皇に献上
- (7) 東大寺著御、法皇、東大寺西面中門内において巽の方に三礼
- (8) 法皇、明日の受戒の儀式に備えて寺内を歴覧
- 二二日○法皇、東大寺戒壇院にて具足戒受戒
- (9) 授戒三師（戒和上・羯磨師・教授師）、東大寺に参集
- (10) 戒壇の莊嚴の様
- (11) 沙弥戒作法
- (12) 教授師真喜の教化の詞
- (13) 授大戒作法
- (14) 衆僧の讚仰と侍臣の感慨、降雨の靈驗
- (15) 大仏殿に移御、御誦経
- (16) 食堂に移御、千僧供養、法皇最末の床に着し周囲感涙
- (17) 法皇、大仏殿上層角木曳上を御覽
- (18) 雨により儀式の一部を停止
- 二三日○和泉河口宇治・円融寺の經路で還御
- (19) 賢沼北辺の寛朝の別居にて休憩
- (20) 源為憲の『御受戒記』著述の謙辞

『御受戒記』は、寛和二年三月十九日の円融寺から仁和寺への遷御から起筆され、以下、時間の経過に沿って東大寺への移御の行程が綴られる。二十日については記録がないが、その日に当たる記述が無いのは、法皇の一行がそのまま仁和寺に逗留した為と考えられる。そして、二一日から再び記述が始まり、その日に一行は仁和寺から東大寺に到着している。翌二二日は、東大寺戒壇院における法皇の具足戒受戒が詳細に記録される。そして二三日の東大寺から円融寺への還御へと記述は続き、末尾は筆者為憲の献辞で『御受戒記』は締めくくられる。

【資料】から一目瞭然なのは、二二日と二三日の内容が『御受戒記』の大部分を占める事である。一方、【資料】からは余り明確に分からぬが、二二日の記述が最も詳細にわたっており、記述の中心が法皇の具足戒受戒の儀式の記録にあつた事を窺わせる。

以上が『御受戒記』の概容であるが、その概容は全体的に時間軸に沿つた記録的性格の濃いものであると理解されよう。

三、『御受戒記』成立の背景と撰者源為憲について

円融法皇が『御受戒記』を源為憲に執筆させた目的や

意図は、一体何處にあつたのか。為憲は、「御受戒記」の中でそれについて言及していない。「御受戒記」の文章の特徴から、「御受戒記」の成立について明らかに出来ないだろうか。

『御受戒記』の文章は、漢文の「記」の形式で記述されている。平安時代の漢文の「記」の形式の文章については『本朝文粹』卷十二に「記」の部門があり、大曾根章介氏はそれらの「記」の文章の基本的な性格が「事実の叙述に中心を置いたもの」と「自己の感想や生活態度を強く表明するもの」の二つのタイプに分かれると指摘している。⁽²⁾ この指摘によるならば、「御受戒記」はその内容から、前者のタイプの「記」に属するものと推察される。

では実際に、『御受戒記』のテキストから数例を挙げて、その文章の特徴を分析してみたい。

戒壇之儀、東第二間北砌、敷長筵一枚、加御半畠一枚。立御屏風一帖、為入堂以前假御座。同砌西方、敷長筵等、為公卿以下僧俗座。東庇北第二間、敷出雲筵一枚、其上供半畠、為沙弥戒所御座（西面）。東北角敷小筵一枚、為羯磨沙弥二人座（南面）。南庇東第一間北辺、供沙弥戒所御座（如沙弥戒所）、為看衣所御座（南面）。

同間南壁下、敷長筵一枚、為看衣小十師座、其西為教授座。東戸下敷座、如先為羯磨一人看衣座（西面）。但尋常受戒之時、看衣座在東戸外。南庇西第一間、供授衣所御座（如東看衣所御座）、但東上。又敷羯磨一人御座、如東（尋常受戒之時、授衣座、在中門内西脇）。壇上艮角、供御受戒御座。南脇東方、敷公卿座。和上・羯磨・教授・大十師・小十師・壇上座如常受戒時座⁽³⁾。

右に示したのは、「戒壇の儀」すなわち戒壇の様子（二日・四月）の記述である。僧俗の参列者各々の「座」を順に淡々と列举する事より、受戒の儀式の場を忠実に再現している。

もう一例を、挙げる。

爰以教授權律師真喜、為兼沙弥戒御導師。（中略）次起座、如常還下著座。此間、小十師（著鈍色甲）着下層座（下臍前、立磬台）。頃之、相分著看衣授衣座。即御行看衣師前、作法畢還御本座。次和上打小磬、羯磨与和上問（其詞如常）。次教授起座、進御前東面著座、奉問三十三難十遮。問畢教授起座。法皇又持衣鉢（鉄鉢口徑七寸、塗金漆）起御座給。教授立御前、奉令御行南面之東橋頭。先教授登立、即誦将来

羯磨三度」。因奉_二請壇上_一、左繞奉_レ礼_二三柱菩薩_一。

因著_二給于羯磨前之御座_一。因教授乍_レ立誦_二羯磨_一。

誦畢、即戒者拝_レ給羯磨師三度」。因羯磨師大戒作法畢。

畢。

これは、受大戒作法、すなわち具足戒受戒の作法の記述（二二日・13）だが、「次」という語を連続で用いる事によつて、順次時間の経過に従つた作法の様子を非常に簡潔な文章で記す。

右の二例から、『御受戒記』の文章は、大曾根氏の指摘のように「事実の叙述に中心を置いたもの」である事が確認できる。

しかし、『御受戒記』の文章は記録一辺倒に終始する訳でなく、所々に漢文の技巧を凝らした部分も交じる。

例えば、東大寺から円融寺に帰還する途中で休憩した寛朝の山荘について述べた部分（二二日・19）には、

午時、到_二贊沼池辺_一。僧正新示_二池北架_一、以_レ別庄_二。
堤草春_二々々_一、渚煙暮_二々々_一。南即池水泓澄、河鶴沙鷗自馴矣、北即山巖岸嶧、松風蘿月尽有_レ之。其中、柴垣數尺、草堂三間。用_二蘆葦_一為_レ天井_二、施_一竹簾_二為_レ屏風_二。凡厥資用、莫_レ不_二質素_一。（傍線等、論者注。）

とあるが、傍線部は「堤草は春に萋々たりて、渚煙は暮

に幕々たり」と、二重線部は「南は即ち池水泓澄たりて、河鶴沙鷗自馴れ、北は即ち山巖岸嶧たりて、松風蘿月尽くこれ有り」と、均衡のとれた対句で興趣ある風景を描写する。

又、法皇が、明日の受戒の儀式に備えて東大寺寺内を歴覧する場面（二一日・8）には

人定之後、法皇密向_二戒壇院_一、予問_二明日儀_一、便以經_二覽寺内_一。〔中略〕經_二數刻_一、乃還御。此寺草創之後、堂閣屋舍頽毀有_レ日矣。僧正實朝自_レ為_二別當_一、致_レ以修繕。土木之功溫_二故_一、諸聖之飭知_レ新。歷覽之次、法皇嘉歎。

と、傍線部に「土木の功の故きを温_二ねて、諸聖の飭の新しきを知る。」とある様に、僧正實朝が再興した東大寺の様を『論語』の「温故知新」の故事を用いて漢文的な潤色を施している。

但し、これらの様に修辞を凝らした技巧的な箇所は頻出せず、全体的に見れば、受戒の場や儀式の再現に最も重点が置かれている。やはり『御受戒記』の文章は簡潔で記録的性格が強く、寧ろ、その筆致は貴族の日記や儀式書に近いといえる。

以上、『御受戒記』の文章は記録的性格が強い事が確認されたが、この様な文章の性格から、そもそも一体い

かなる目的でこの「記」が書かれたのかという『御受戒記』成立の背景も、自ずと浮き上がるのではないか。

それを考へるに当たって、左の藤原実資の『小右記』にある寛仁三年（一〇一九）九月の藤原道長の東大寺における具足戒受戒をめぐる記述が注目される。因みに『御受戒記』には、随行者の中に実資・道長の両名の名がある。また実資に関して言えば、円融法皇の受戒當時は院俗別当の職を務めており、法皇受戒の一連の進行にも深く係わったと思われる。論を『小右記』の記述に戻そう。

六日、己未〔中略〕、臨暗、入道殿召^{〔道長〕}幸相^{〔實資〕}、即参入、入夜來、伝命云、「廿九日於東大寺可^レ受戒」、此間事太不審。円融院御受戒之間、度者等事宣下、上卿汝奉^レ下之由、在^二人々日記。若有^レ所記可^レ注奉^者。」（以下略）

（『小右記』寛仁三年九月六日）

七日、庚申〔中略〕、円融院東大寺御受戒間曆略記、兩三事書出、付^レ宰相^二奉^二入道殿、御受戒日記不奉、彼日以前事書出也。

（『小右記』寛仁三年九月七日）

『左經記』等によると、道長は寛仁三年九月二九日に東大寺で受戒した事が確認される。右には、『小右記』

より、それ以前の九月六・七日の記述を引いた。入道・道長は宰相・藤原資平を召して、「自分（道長）は同月二九日東大寺で受戒するが、その時の諸事については甚だ不審である。もし記しておくところがあればそれを書き出して欲しい」と、実資に言付けた。翌日、実資は円融院の受戒の暦略記から「二の事を抄出し、それを、資平を通して道長に渡した。但し、傍線部の割注には、円融院の「御受戒日記」は道長に譲渡しなかった、とある。

恐らく、この「御受戒日記」は、為憲撰述の『御受戒記』を指すと思われる。過去に院俗別当であつた実資が『御受戒記』を書写し、所持していたとしても不思議ではない。一方、道長も円融法皇の受戒に扈從しており、『御受戒記』の存在を知っていた可能性が高い。道長は、自らの受戒に備えて参考の為に『御受戒記』を披見する事を意図したのではないかと思われる。道長の受戒は円融法皇の受戒から約三五年後であるが、右の『小右記』の記述からは、當時、円融法皇の受戒が貴種の具足戒受戒の規範として捉えられていた事が分かる。

ところで円融法皇の例を溯る法皇の具足戒受戒としては、宇多法皇の受戒が有名で、これに関する『日本紀略』の昌泰二年（八九九）十一月二一日条等に記録が残

る。『御受戒記』でも、円融の戒牒を記すにあたって宇多法皇の戒牒の事が触れられている（十九日・②）。宇

多の受戒例は、貴種の具足戒受戒の先例として重んじられていた事が窺われる。しかし、宇多の受戒の儀式内容等に關しては、現在、それに関わる資料が残っておらず詳細は不明である。

『御受戒記』でも宇多の先例が参照されているとはいへ、それに関わる記述は論者の判断では二箇所⁽¹⁾と少ない。円融法皇の当時もまた、貴種の受戒についてその儀式作法に関する詳細な記録等は殆ど無かった可能性が高い。だとするならば、円融法皇が『御受戒記』を作成させた意図は、自身の受戒作法を記録としてテキスト化し、それを貴種の受戒の儀式の規範として後世に伝える事にあつたとは考えられないか。

実際に、前掲の『小右記』の記述では円融の先例が道長の受戒の際に参考された事実がある。この記述から、

円融法皇は、自らの受戒において宇多法皇の受戒時の儀式の記録が無く参考すべき先例が不明であつた為、自身の受戒例を伝えるべき規範として残そうとし、『御受戒記』を為憲に執筆させた事が類推される。この「記」が

規範として後世に参考される事を意図して作成されたのであれば、文飾を施すよりも儀式の場の再現や記録がよ

り重視されるため、当然、結果的にその文章は記録的性格が強いものとなるだろう。

更に、もう一つ『御受戒記』を先例として参考した例をあげる。前掲の道長の事例に比べて、より鮮明に規範として『御受戒記』を踏襲した例には、鳥羽法皇の具足戒受戒の例がある。

鳥羽法皇の受戒は、『本朝世紀』の康治元年（一一四二）五月五日条に記録がある。この記録の中に、『御受戒記』に類似した箇所が見出だされる。例えば、『本朝世紀』には、

西刻、着_二御東大寺西中門前（号_二礪磧御門_一也）。税_二御車_一、即下_二御門中堂巽角_一。有_二一堆_一、号_二礼_一拜

墓_一。掃部寮其上鋪_二小筵_一、供_二半帖_一。昔本願聖武天皇於此墓上遙拜_二大仏相_一。次円融法皇如_レ此。

法皇着_二御座_一、一拜。

とある。この時の鳥羽法皇の行動は、『御受戒記』の東大寺到着の場面（一一日・⑦）の

西刻到_二東大寺_一、於_二西面中門外下_二御車_一。門内東南_二許丈、有_二一堆処_一。掃部所、鋪_二小筵一枚_一、其上供_二御半疋_一。法皇著_レ之、向_二巽三札_一。觀者攬_レ涙。とある記述に、多少の異同はあるが類似している。更に、

『本朝世紀』に示した傍線部の箇所には「円融法皇も此の如し」とあり、円融法皇の例が触れられている。

また、『御受戒記』の写本の一つに東大寺文書『円融院御受戒記』の奥書があるが、その奥書には

永治二年^{壬戌}四月廿一日^{乙酉}巳時一剎^時書了、不日一

校了。今大上法皇、以^テ來五月五日御受戒者、依^テ

希有貴事、所尋写^{スル}円融院先跡^古日記也。東大寺沙

門^{スル}覺仁^{シヨウジン}本也。

とある。永治二年は康治元年と同年。奥書から、この本は鳥羽法皇の受戒に備えて書写された事が分かる。更に、鳥羽の受戒の式次第である阪本龍門文庫蔵『鳥羽院東大寺御受戒式』の内題には「東大寺御受戒式、依^テ円融院御受戒記」とあり、この式が『御受戒記』に拠って記された事が分かる。鳥羽法皇の受戒が、円融法皇の受戒の例、すなわち『御受戒記』を踏まえていた事は疑いない。

以上、これら一連の鳥羽法皇の受戒に関する資料は、『御受戒記』を先例として参照した明確な例として理解できる。そして、円融法皇の『御受戒記』は、まさに參照すべき貴種の具足戒受戒の規範として作成された事がここで改めて確認できるのである。

要するに、『御受戒記』は貴種の具足戒受戒の規範を

意図して作成された重要な「記」であった。故に、円融法皇からその執筆を委嘱される撰者も、ただ優れた文筆家である事の他に、仏教に関しても豊富な知識もある者に任せた必要があったと思われ、尚かつ、法皇の受戒という盛儀に扈從が可能な、法皇に近奉仕した人物が選ばれた筈である。では、何故、源為憲に『御受戒記』の執筆が委嘱されたのだろうか。

源為憲は、『江談抄』に「能く文章を知れる者」の評がある⁽¹⁵⁾ように、文章著述に高い能力を有する当時の専門文人であった。為憲の仏教的な知識は、仏事の記録の『勸学会記』や僧伝の『空也誄』等といった仏教関係の著述から窺われるが、より鮮明に確認されるのは仏教入門書『三宝絵』からである。『三宝絵』は、『御受戒記』執筆の二年前の永觀二年（九八四）、為憲によって撰述された。注目されるのは、為憲が『三宝絵』下巻において一月から十二月に至る一年間の仏事・法会の由来や作法を詳細にかつ分かりやすく記述している事で、これは為憲の仏教的な知識の深さをよく示している。

加えて、為憲の撰した『三宝絵』を献呈された尊子内親王は、円融法皇の天皇時代の後宮の女御であった。為憲は、豊富な仏教関係の知識を有しながら、尚かつ法皇の周辺に近仕し得た専門文人であったと認識されるので

ある。よって為憲は『御受戒記』の記者として最も適格者であったと考えられ、だからこそ法皇から『御受戒記』の執筆を委ねられたのではなかろうか。

四、『御受戒記』の叙述の形成

—真喜の教化の詞という枠組—

今まで、『御受戒記』は源為憲の著述として知られてはいたが、特に検討の対象に取り上げられる事はなかつた。その理由は、文章の記録的性格の強さゆえに、單なる記録として扱われ、その叙述について注目される事がなかつた為であろう。しかし、『御受戒記』の叙述や描寫の形成を検討していけば、『御受戒記』が単なる記録以上の世界を作り上げている事が確認されるのである。

円融法皇の具足戒受戒は、法皇の仏教界への進出の儀式であり第一級の盛儀であったが、『御受戒記』の撰者為憲はそれを如何に描いているのか。『御受戒記』の叙述について、その本文に即して考察したい。

基本的に、『御受戒記』には時間軸が設定されており、時間の経過に沿って記録が進むが、為憲はその記録の中に蒐集した資料や、自身の見聞を巧みに織り交ぜて『御受戒記』の叙述全体を作り上げている。

例えば、三月十九日の後半（十九日・②）には「別當

参議左大弁大江朝臣、有^レ仰作^レ御戒牒状。〔中略〕草成^レ之。参議勘解由長官藤原朝臣、書^レ之（青色紙）。其状云、（以下略）と円融法皇の御戒牒を直接引用している。又、法皇が東大寺戒壇院で受戒した二三日の記述には、法皇の沙弥戒の作法の終了後に「爰以教授權律師真喜、為兼沙弥戒御導師」。其詞曰、（以下略）とあって、続けて教授師僧・真喜が詠み上げる詞が宣命書きで引用されている。（二二日・⑫）この詞を宣命書きという口頭の和文の形で引用する事によって、『御受戒記』には受戒の儀式の場の臨場感が付け加えられている。他には、同じく臨場感という視点から見れば、扈從の人々の細かい会話までもが多く引用される事も『御受戒記』には受戒の儀式の場の臨場感が付け加えられている。他には、同じく臨場感という視点から見れば、扈從の為憲が自らの様々な見聞を加えて、法皇の受戒の記録として再構成して作られたものと認められる。

そして特に、右に指摘した真喜の詞に関しては、為憲の見聞として引用されるのみならず、更に『御受戒記』の叙述の形成にも色濃く影響を及ぼしているという点で注目される。以下、この事柄について、真喜の詞と『御受戒記』の本文を比較検討して明らかにしたい。

まず先に、宣命書きの真喜の詞の全文を私に①～③の内容ごとに分けて示す。

①十戒^波即十善、此度三受給戒^加、先^尔鵝珠^乎守^手、
次^仁鳳闕^波出給^{留物}^{介利}。^{奈利}。髻^乎自^良落^給之、悉達太子乃昔
平思遣^波礼、檀特乃^山波跡暗^{弓見}、悲人少^古有^心、戒^乎人
受給^布、禪定聖王乃今^乎奉^レ禮^波、日本乃國^波堺舉^弓、
恩^遠惜^幸淚^{曾繁}介利。

②我聞^伎、一時禪定乃帝、先^毛出給^{介利}。萬機^尔年積^{曇古}、
四海^乎遁御座^介。鳳曆^波霜不^レ幾須、龍顏^毛浪未^レ、
侵須御座^尔、菩薩^乃御意^乃發^{介牟}、貴物^良悲^古思^介。五扁^{七聚}乃戒、^{今日}古^曾悉持御座^世。苔^乎不^レ穿^奴輕^支御步、
蓮^尔受^弓不^レ傾^曾可^レ候^{介利}。

③見聞隨喜乃若干^乃人、御功德^乎分^曾給^利、下^留都落^涙^波、
衣^尔懸^天醉^乃鄉^乃珠^曾殘^介。千葉花臺^乃舍那、^百億蓮葉^乃积尊、諸共^尔百千戒^遠守給^弓、九品蓮^尔昇給^登聞^江給^學。御功德不^レ限^須、法界衆生^弓普及^半。廻向大菩薩[。]

薩[。]

宣命書きのこの詞には、文末を「～コソ～ケレ」・「～物ナリケリ」と訓読する箇所が多い。この独特的な語法から、この詞は、仏事の場で読み上げられた「教化」であると分かる。⁽¹²⁾

又、この教化は①～③の三部構成をとる。まず①の部分では、悉達太子（＝釈迦）が出家した昔と円融法皇が受戒に臨む今を比較する。釈迦の檀特山修行説話を踏ま

え、釈迦の出家した昔は、悲しむ人も少なかつたが、法皇が受戒する今は、日本国中の民が法皇の恩を惜しんで多くの涙を流す、と述べる。続けて②の部分では、法皇の出家受戒は称讃と悲嘆の二面性がある事をいう。教化的詞では法皇の年齢が壯年であるにも拘わらず受戒する事に触れ、その受戒が称讃すべき事であるけれども、一方で同時に俗世との別れであるから悲嘆すべき事でもあるという。そして最後の③の部分では、法皇の受戒の功德について述べる。法皇の受戒を見聞した人々はその功德に預かり感動の涙に咽ぶと、「下^留都落^涙^波、衣^尔懸^天醉^乃珠^曾残^介」と『法華經』五百弟子受記品の「衣裏宝珠」の比喩を意識した表現を用いて述べ、「御功德不^レ限須、法界衆生^弓普及^半。」と功德の貴さを称揚して詞は終わる。

この教化の詞の①～③の内容に各々類似し、対応していると思われる部分が『御受戒記』に存在する。それぞれ如何に対応しているか、『御受戒記』の対応部分と比較してみる。

まず教化の詞の①の内容には、『御受戒記』の、受戒に赴く法皇の一行を眺め、嘆き涙する人々を描いた記述が対応するであろう。

（ア）

出于鴨河之辺、夾路有婦女車。是御乳母旧仕

命婦也。去年秋自仙居遷山以来、無復相近。

今為恋恩而来、不下為縱觀而來上。纔望尊儀、

車中啼声。

(イ)

於法性寺西門前留御車。召春宮権大夫藤原朝臣被仰云、「左右大將藤原朝臣・権中納言藤原朝

臣等、早可退帰。」四卿之内相議云、「今日扈從本有其定。更違聖意、非無所懼。」各下馬延仔不肯早歸。于時花軒南去。春霞漸隔、或有目送拭淚者。

(ア)は往路の、鴨川辺での円融法皇と乳母との送別の場合(二一日・③)である。乳母は法皇と束の間に再会しこの場で別れを惜しんだ。傍線部に、送別の際に、乳母は法皇の貴い姿を拝見し、車中で泣いたとある。(イ)は同じく往路の、法性寺前にて四卿を帰還させる場合(二一日・⑤)である。四卿は法皇の命に従つてここで一行と別れたが、四卿と法皇との別れは、傍線部の様に遮断性のある春の景物「霞」を用いて印象的に描かれている。(ア)・(イ)いずれも法皇と別れた人々は、皆落涙しつつその別離を悲嘆するが、これらの記述は、教化の詞の①「戒乎人尔受給布、禪定聖王乃今乎奉札波、日本

乃國波堺舉弓、恩遠惜牟涙曾繁介留。」の箇所に内容が大方一致する。

次の教化の②で法皇の受戒の二面性について述べた部分は、法皇が具足戒受戒の作法を終え、衆僧と侍臣とが法皇の受戒を評して言葉を交わし、その後で童神が感応し降雨の靈験があつた場面(二一日・⑯)が対応すると考えられる。

僧侶各耳語曰、「昔有發菩提心者。尸毘即代鳩、薩埵亦投虎。彼法累代也、目所未睹也。我君早

捨王位、新作弘奴。著未嘗著之布服上、用下未嘗用鉄器上、能屈宸儀、昇降戒壇之上。可

稱歎、可稱歎。」又侍臣曰、「悲哉、世皆無常、命能是幾。十善之主既富春秋、其猶如此。我等

何益、奔宮塵区。涕泗橫胸、小心責躬。」当是時也。陰雲忽起、風雨交合。知天衆龍神之降臨也。

事畢參大仏殿、雲開雨霽。感應揭焉。

傍線部、諸僧は「耳語」則ちひつそりと耳もとで法皇の出家受戒を讚仰する会話をするが、それに対し侍臣らは法皇との別れに悲嘆し落涙しつつ俗世に拘る自身に自責の念を吐露する。諸僧の称讃と侍臣の悲嘆と、対照的な会話が交錯するこの場面は、まさに教化の詞の②の「御意乃發介年、貴物良忘古思介。」の箇所に内容が合致する。

また、教化の③に対応する場面も存在する。③に対応する、法皇が食堂に移御し千僧に食事を供す場面（二二）日・¹⁶を左に示す。

法皇起座、暫着「西方第六床末」（自提御三衣）、清寿法師敷御草座）。羯磨（僧差車陪其下）。諸僧悚懼、皆欲下床。有勅、不令動座。於是身積（夏臘）、眉点（秋霜）之徒、竊相語曰、「不図下一人之昔尊、加千僧之最末。我等忝居其上」。豈非（釈迦大師之恩哉。）嗚咽者衆矣。道俗見之、不覺淚下。法華經不說哉乎、謙下諸比丘。今望

〔法皇之儀〕、遠泣（釈尊之教）。

法皇は、末席に着座した。そこで諸僧は法皇より上座にいるのも畏れ多いと「皆床に下りんと欲」したが、法皇は勅命によりそれを許さなかつた。「夏臘を積み眉目に秋霜を点ずる」者すなわち僧侶達は、ひそかに最後尾に着席した法皇の行動は釈迦の恩に変わらないと語り合つた。そして傍線部の如く、その場の多くの僧俗が嗚咽し落涙した。その様は『法華經』に「謙下諸比丘」と説かれる事と変わらない、と為憲のこの場面に關する評も入る。この「諸の比丘に謙下る」については、『法華經』分別功德品に「若能行是行、功德不可量（若し能く是の行を行せば、功德は量るべからざらん）」と、その

高慢さの無い行為の功德が無限であると説かれている。法皇の謙虚な行動の功德により、儀式に会した多くの僧俗が涙をこぼした事がこの部分では描かれているが、この僧俗落涙の場面が、教化の詞の③の「見聞隨喜乃若干人、御功德乎分^ム給利、下留落涙波、衣^ル懸天醉^ノ鄉乃珠^モ登古残礼」の箇所に対応すると考えられる。

『御受戒記』の対応する記述が、全て周囲の参列者の落涙の場面であるが、真喜の教化の詞の①～③に分割した内容の全てに各々合致する場面が細かく叙述されている事が確認できる。それのみならず、①～③の順序通りにその対応の叙述が配置されているのである。しかもその叙述の中には、②・③の対応箇所の如く実際に為憲が聞き取る事が不可能とも思われるような会話が起点となつて記述されるものもある。今の検討を通してみれば、『御受戒記』には、時間軸の他に、真喜の詞というもう一つの叙述の大きな枠組みの存在が見え、その枠組みに合うように各々の叙述が計算されて配置されている事が分かる。為憲は、真喜の詞を『御受戒記』の記述に宣命書きという形で直に取り込んで仏事の生々しい場を現出しながら、さらにその詞の内容を叙述の大枠としても生かして『御受戒記』の叙述の世界を構築しているのである。

ここで明確になつたのは、『御受戒記』に引用された眞喜の詞と、『御受戒記』の叙述の配置との関連性のみである。しかし、『御受戒記』の叙述が、受戒の儀式の時間の経過に従つた単調な記録にとどまらずに、独自の枠組みの基にも形成されている事を明らかには出来たのではないかと思う。『御受戒記』は、單なる仏事の記録ではない。確固とした独自の叙述世界を持つ「記」として、日本漢文学史上に位置づける事にも堪えうる作品といえるのである。

五、むすび

本稿では、源為憲の『御受戒記』を取り上げ、この著作を一つの作品として日本漢文学史上に位置づける事を試みた。その成立や、文章の特徴、叙述の形成についての検討を通して、単に仏事の記録としてではなく、『御受戒記』は少なくとも平安時代に漢文の「記」作品の一つとして位置づける事が可能であると結論づけられる。

為憲は『三宝絵』中巻の序で、
アナタウト、仏法東ニナガレテサカリニ我國ニトド
マリ、アトヲタレタル聖昔オホクアラハレ、道ヲヒ
ロメ給君、今ニアヒツギ給ヘリ。

と、仏道を広める君主が今の時代にも続いていると述べ

るが、傍線部の為憲がいう「君」には、円融法皇にも繋つていると考えてよいだろう。『御受戒記』は、「道ヲヒロメ給君」の具足戒受戒を記す「記」であった。それゆえ為憲もその撰述に腐心しただろうし、その事は、本稿での考察の結果を踏まえれば容易に察せられる。

かつて江口孝夫氏は、為憲が尊子内親王の為に撰した『三宝絵』を、皇族の宮人として仕えその恩顧に応えて記した「為憲一代の精華」であると評した。⁽⁴⁾『御受戒記』もまた『三宝絵』と同じく法皇という皇族の委嘱により作られた著作である。そして、その叙述は綿密な構想のもとに組み立てられており、為憲の文才が十分に發揮されている。為憲の著作の全てを通観してみた時、『御受戒記』もまた、もう一つの為憲の「精華」であると言えるのである。

(注)

(1) 目崎徳衛「円融上皇と宇多源氏」(同『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五、初出は一九七二)。

(2) 大曾根章介「書齋記 雜考」(同『王朝漢文学論考』岩波書店、一九九四、初出は一九六一)。

(3) 『御受戒記』の本文は『東大寺要録』(卷九、雜事章十之三) 所収本による事とし、筒井英俊校訂『東大寺要録』

(国書刊行会、一九七二)より引用した。引用の際、双行

る。

書きの箇所は△で括った。なお『御受戒記』の本文・諸本に關しては拙稿「東大寺文書『円融院御受戒記』—解題と翻刻—」(『南部仏教』八四、一〇〇四)を参照されたい。

(4)以下、「御受戒記」引用の際は、その引用部分が、二節で示した【資料】のどの部分にあたるかを括弧書きで示した。

(5)参考、前掲注(1)日崎論。

(6)『左經記』寛仁三年三月二九日条等。

(7)例えば、戒牒の箇所以外で明らかなのは、円融法皇が東大寺西面中門内にて三礼した場面に「禪定法皇^{せんじょう 法皇}、欲受^{おつしゆ}戒入^{いり}此寺^{このてら}亦禮^{れい}之^之。」と宇多法皇の例が示されている事がある。

(8)東大寺文書、整理番号〔葉・2・207・1〕(奈良国

立文化財研究所編『東大寺文書目録』第六卷、奈良国立文

化財研究所、一九八四)。

(9)勸修寺僧寛信撰、一巻。寛信は鳥羽受戒の際、羯磨師と

して参会。なお、本書に關しては石田実洋『阪本龍門文庫

所藏『東大寺御受戒記』—附・宮内庁書陵部所藏『東大寺

御受戒次第』(『戒律文化』二、一〇〇三)に翻刻がある。

引用はこの翻刻による。

(10)『江談抄』第六一四四、引用は新日本古典文学大系によ

(11)岡田希雄「源為憲伝攷」(『国語と国文学』十九一)、一

九四一・一)等。

(12)この詞は、『日本歌謡集成』四に纏まとった形で知られた懐空『教化之文章色々』に先行する古い教化として収録されている。この部分について、「表白」とする『大日本史料』第一編之二十四冊(寛和二年三月二一日)の注は誤りである。

(13)因みに真喜の詞に引かれる「悉達太子乃昔^乎思遣波、檀特乃^乎山波跡暗^{ムニ}見江」が日本に現存する悉達太子檀特山修行

説話の中で最古であるという指摘がある。参考、黒部通善「仏伝文学の中国的展開と日本の展開—悉達太子檀特山修行説話をめぐって—」(和漢比較文学会編『和漢比較文学叢書』第一巻、汲古書院、一九八六)。

(14)江口孝夫『三宝絵詞』上(現代思潮社、一九八一)。

※右に示した以外の資料の引用は次の文献による。『小右記』一大日本古記録、『本朝世紀』—新訂増補国史大系、『三宝絵』—新日本古典文学大系、『法華經』—岩波文庫。なお引用の際、一部表記を改め、私意にて訓点・句読点を変えた箇所がある。